

# 1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

## マイナンバーカード、個人番号通知カードを持っていた

### 手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※ 亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後は確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民環境課 市民年金係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 市民税務課 市民年金係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 市民年金係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

## 住民基本台帳カード、市民カード、パスポートを持っていた

### 手続き 住民基本台帳カード、市民カード、パスポート等の返却

手続き詳細	期 限
住民基本台帳カード、市民カードの返納は任意ですが、パスポートは返還の義務があります。 いずれのカードも亡くなられた後は使用できません。また、亡くなられた方が市民カードで印鑑登録をしていた場合、その方の死亡日をもって失効します。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>【住民基本台帳カード、市民カードの場合】</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のカード <b>【パスポートの場合】</b> <input type="checkbox"/> 死亡が確認できる書類（死亡届の写しなど） <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（マイナンバーカードほか）	市民環境課 市民年金係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 市民税務課 市民年金係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 市民年金係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細		期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。		なし
		手続き可能な人
		どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民環境課 市民年金係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 市民税務課 市民年金係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 市民年金係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

## 三人以上の世帯の世帯主が亡くなられた場合

### 手続き 世帯主の変更

手続き詳細		期 限
世帯主が亡くなられた場合は、15歳以上の世帯員が世帯主となります。世帯主の変更届を提出ください。		世帯主が亡くなってから14日以内
		手続き可能な人
		どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 届出人（新たに世帯主となる方）の本人確認書類	市民環境課 市民年金係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 市民税務課 市民年金係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 市民年金係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	
<input type="checkbox"/> 委任状（別世帯の方が手続きする場合）		

## 2. 保険に関する手続

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証を回収しています。</p> <p>※ 市役所各庁舎担当窓口に戻却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	<p>保健課 国民健康保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111</p> <p>福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111</p> <p>総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p>

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。</p> <p>※ 職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた保険団体から葬祭費の支給を受け取ることができる場合があります。</p> <p>詳しくは職場または健康保険団体へお問い合わせください。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭執行者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳  <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類 （会葬礼状・葬祭領収書）	<p>保健課 国民健康保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111</p> <p>福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111</p> <p>総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p>

MEMO

**手続き③ 還付金の手続**

手続き詳細		期 限
後日、市より亡くなられた方のご遺族へ還付に関するお手紙を送付する場合があります。 還付請求書が届きましたら、口座番号等をご記入の上、返信用封筒にてご返送ください。		速やかに（時効5年）
		手続き可能な人
		相続人
必要なもの	問い合わせ先	
—	税務課 収納管理係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 市民税務課 税務係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 税務係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

**後期高齢者医療保険に加入していた**

**手続き① 保険証の返却**

手続き詳細		期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証を回収します。 ※ 市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。		なし
		手続き可能な人
		どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険証	保健課 国民健康保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

..... MEMO .....

.....

.....



## 2. 保険に関する手続

### 手続② 葬祭費の申請

手続詳細		期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。 ※ 職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた保険団体から葬祭費の支給を受け取ることができる場合があります。 詳しくは職場または健康保険団体へお問い合わせください。		葬祭を行った日の翌日から 2年間
		手続可能な人
		葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類 （会葬礼状・葬祭領収書）	保健課 国民健康保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

### 手続③ 相続人代表の申請

手続詳細		期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合、相続人代表を申請して頂くことで支給することができます。		2年間以内
		手続可能な人
		相続人
必要なもの	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）	保健課 国民健康保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

MEMO

手続き④ 還付金の手続

手続き詳細		期限
後日、市より亡くなられた方のご遺族へ還付に関するお手紙を送付する場合があります。 還付請求書が届きましたら、口座番号等をご記入の上、返信用封筒にてご返送ください。		<b>速やかに（時効2年）</b>
		手続き可能な人
		相続人
必要なもの	問い合わせ先	
—	税務課 収納管理係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 市民税務課 税務係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 税務係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

..... MEMO .....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

### 3. 年金に関する手続

#### 国民年金に加入または受給している

##### 手続き① 未支給年金の請求手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方がまだ受給していない年金や、亡くなった日より後に振込まれる年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族で順位が最も先に来る方（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他の三親等の順）が受け取ることができます。</p> <p>※ 受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。</p>	<p>速やかに（時効5年）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人など</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	市民環境課 市民年金係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111
<input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳	市民税務課 市民年金係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111
<input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた方との関係が分かる戸籍謄本	総務市民課 市民年金係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111
<input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが分かるもの	

MEMO

**手続き② 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求手続き**

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が国民年金に加入していた場合、以下の年金や一時金が受け取れることがあります。必要な手続きをご確認ください。</p> <p>①遺族基礎年金 亡くなられた方により生計維持されていた「18歳未満の子（障害がある場合20歳）」がいる配偶者とその「子」が受け取れます。</p> <p>②寡婦年金 死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間含む）が10年以上の夫があり、その夫との婚姻期間が10年以上で、生計を維持されていた妻が受け取れます。</p> <p>③死亡一時金 死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順）が受け取ることができます。</p>	<p>速やかに（時効2～5年）</p> <hr/> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人等</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>※ 加入している年金の種類によって異なります。必ず、事前にお問い合わせください。</p> <p>※ 受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。</p>	<p>市民環境課 市民年金係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111</p> <p>市民税務課 市民年金係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111</p> <p>総務市民課 市民年金係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p>

..... MEMO .....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



### 3. 年金に関する手続

チェックリスト

#### 厚生年金に加入または受給していた

##### 手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続可能な人
—	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

各種手続

#### 共済年金に加入または受給していた

##### 手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続可能な人
—	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

市役所外の主な手続

相続について

委任状

MEMO

## 農業者年金を受給または加入していた

### 手続き① 農業者年金を受給していた方の死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAへ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。 なお、相続人等が未支給年金を請求するときは原則、優先順位に基づきます。 配偶者→子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹→三親等内の家族→その他	10日間以内
	手続き可能な人
	相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 <input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 同一生計証明書 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳	農業委員会事務局（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111 志布志分室（志布志庁舎 4階） ☎ 099-472-1111 有明分室（有明庁舎別館 1階） ☎ 099-474-1111

### 手続き② 農業者年金に加入していた方の死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAへ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の農業者年金被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本、あるいは死亡日を明らかにすることができる記載のある証明書	農業委員会事務局（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111 志布志分室（志布志庁舎 4階） ☎ 099-472-1111 有明分室（有明庁舎別館 1階） ☎ 099-474-1111

## 4. 税金に関する手続

### 市税等の納付が済んでいない

#### 手続き① 納付に係る手続

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。 既に届いている納付書により納付をしていただくか、金融機関で口座振替変更のお手続きをお願いします。(申込みから口座振替開始まで約2か月かかります)	納税通知書又は納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
	税務課 収納管理係 (有明庁舎 1階) ☎ 099-474-1111 市民税務課 税務係 (志布志庁舎 2階) ☎ 099-472-1111 総務市民課 税務係 (松山庁舎 1階) ☎ 099-487-2111

#### 手続き② 口座振替停止の手続

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替(自動払い込み)を利用されていた場合は、窓口にて「口座振替廃止届」を提出ください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	税務課 収納管理係 (有明庁舎 1階) ☎ 099-474-1111 市民税務課 税務係 (志布志庁舎 2階) ☎ 099-472-1111 総務市民課 税務係 (松山庁舎 1階) ☎ 099-487-2111

MEMO

## 市民税が課税されていた

### 手続き 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※ 相当の期間内に「相続人代表者届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※ 相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>できるだけ速やかに（1月1日現在で市内に住所がある方に課税されるため）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p>	<p>税務課 市民税係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111</p> <p>市民税務課 税務係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111</p> <p>総務市民課 税務係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p>

### MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



## 4. 税金に関する手続

### 固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

#### 手続 現所有者に関する申告書（相続人代表者届出書）の指定・変更

手続詳細	期 限
<p>固定資産（土地・家屋）を持つ納税義務者が亡くなり、3か月以内に不動産登記簿の名義変更ができない場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく相続人代表者を指定する届出になります。</p> <p>※ 所有権移転登記が済んでいる方は、市役所への届出は不要です。</p> <p>※ 所有権移転登記が済んでいない方は、別途登記所（法務局）でのお手続をお願いします。</p>	<p>現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【法定相続人の方が相続される場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 申告者（相続人代表者）の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 同一世帯員以外の相続人の場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）</p> <p><b>【法定相続人以外の方が相続される場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写し等</p>	<p>税務課 固定資産税係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111</p> <p>市民税務課 税務係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111</p> <p>総務市民課 税務係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p> <p>管轄の法務局 鹿児島地方法務局曾於出張所 ☎ 099-482-0047</p>

MEMO

## 共有名義の固定資産の代表者となっていた

### 手続き 共有固定資産代表者の変更

手続き詳細		期 限
<p>共有名義の固定資産（土地・家屋）を持つ代表者が亡くなり、3か月以内に不動産登記簿の名義変更ができない場合、共有固定資産にかかる納税等の管理をしていただく代表者を変更する届出になります。</p> <p>※ 所有権移転登記が済んでいる方は、市役所への届出は不要です。</p> <p>※ 所有権移転登記が済んでいない方は、別途登記所（法務局）でのお手続きをお願いします。</p>		<p>現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで</p>
		<p>手続き可能な人</p> <p>共有名義の代表者として継承する方</p>
必要なもの	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 共有固定資産代表者の本人確認書類	<p>税務課 固定資産税係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111</p> <p>市民税務課 税務係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111</p> <p>総務市民課 税務係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p> <p>管轄の法務局 鹿児島地方法務局曾於出張所 ☎ 099-482-0047</p>	

MEMO

## 4. 税金に関する手続

### 未登記家屋を持っていた

#### 手続 未登記家屋の所有者の変更

手続詳細	期 限
<p>未登記家屋を持つ納税義務者の代わりに、所有者を変更する届出になります。</p> <p>※ 登記をされていないと、所有権を確定するのが難しいこともあります。別途登記所（法務局）でのお手続をおすすめします。</p>	<p>できるだけ速やかに（毎年1月1日現在の所有者に課税されるため）</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>新しい所有者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【相続の場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 同一世帯員以外の相続人の場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）</p> <p><b>【売買の場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 売買契約書の写し</p> <p><b>【贈与・その他の場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 双方の了承を証明する書類（双方の押印した書類等）の写し</p>	<p>税務課 固定資産税係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111</p> <p>市民税務課 税務係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111</p> <p>総務市民課 税務係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p> <p>管轄の法務局 鹿児島地方法務局曾於出張所 ☎ 099-482-0047</p>

MEMO

## 納税管理人になっていた

### 手続き 納税管理人の変更・廃止

手続き詳細		期 限
納税管理人を変更するか、または廃止する届出になります。		できるだけ速やかに
		手続き可能な人
		相続人等
必要なもの	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	税務課 固定資産税係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 市民税務課 税務係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 税務係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



## 4. 税金に関する手続

### 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

#### 手続き① 廃車の手続

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続をしてください。	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	税務課 市民税係 (有明庁舎 1階) ☎ 099-474-1111 市民税務課 税務係 (志布志庁舎 2階) ☎ 099-472-1111 総務市民課 税務係 (松山庁舎 1階) ☎ 099-487-2111

#### 手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続をしてください。 ※ 相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	税務課 市民税係 (有明庁舎 1階) ☎ 099-474-1111 市民税務課 税務係 (志布志庁舎 2階) ☎ 099-472-1111 総務市民課 税務係 (松山庁舎 1階) ☎ 099-487-2111

## 5. 介護保険に関する手続

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	保健課 介護保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

### 介護保険高額介護（介護予防）サービス費やその他給付費の支給を受けていた

#### 手続き 承継届出書の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が介護保険高額介護（介護予防）サービス費やその他給付費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合、承継届出書を提出して頂くことで支給することができます。	速やかに（時効2年）
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）	保健課 介護保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

## 5. 介護保険に関する手続

### 「食」の自立支援事業を利用していた

#### 手続 「食」の自立支援事業利用変更届の提出

手続詳細	期 限
「食」の自立支援事業を利用していた場合、死亡をもって事業利用を廃止となります。「食」の自立支援事業利用変更届にて事業の利用廃止の手続が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	保健課 介護保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

### 在宅重度要介護者等介護手当の支給を受けていた

#### 手続 在宅重度要介護者等介護手当支給申請事項変更届の提出

手続詳細	期 限
要介護者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。在宅重度要介護者等介護手当支給申請事項変更届にて支給廃止の手続が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	保健課 介護保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

## 家族介護用品（紙オムツほか）の支給を受けていた

### 手続き 家族介護用品支給変更届の提出

手続き詳細		期 限
要介護者が亡くなられた場合、死亡日の属する月まで介護用品が支給されます。家族介護用品支給変更届にて受給廃止の手続きが必要です。		できるだけ速やかに
		手続き可能な人
		親族
必要なもの	問い合わせ先	
なし	保健課 介護保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

## 緊急通報システム設置事業を利用していた

### 手続き 緊急通報システム設置事業資格喪失届出書の提出

手続き詳細		期 限
緊急通報システム設置事業を利用していた場合、死亡をもって事業利用を廃止となります。緊急通報システム設置事業資格喪失届にて事業の利用廃止の手続きが必要です。		できるだけ速やかに
		手続き可能な人
		親族
必要なもの	問い合わせ先	
なし	保健課 介護保険係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 保健係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 保健係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

MEMO



## 5. 介護保険に関する手続

### 保険料（普通徴収）が発生していた

#### 手続き 還付金の手続

手続き詳細		期 限
<p>後日、市より亡くなられた方のご遺族に還付に関するお手紙を送付する場合があります。</p> <p>還付請求書が届きましたら、口座番号等をご記入の上、返信用封筒にてご返送ください。</p>		速やかに（時効2年）
		手続き可能な人
		相続人
必要なもの	問い合わせ先	
—	<p>税務課 収納管理係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111</p> <p>市民税務課 税務係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111</p> <p>総務市民課 税務係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p>	

MEMO